

山梨県公報

第五百五十五号

令和七年

四月十七日

木曜日

公 告

協会

- 二 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料
三 委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

令和七年四月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

1 第一回 令和七年八月二十三日（土）及び同月二十四日（日）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

2 第二回 令和八年一月三十一日（土）及び同年二月一日（日）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所 甲府市和戸町千三百三番地山梨県立青少年センター

三 受験資格 法第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。）第四十八条第一項に規定する狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可（以下「猟銃等の所持の許可」という。）を受けている場合に

目 次

告 示

○保安林の指定の解除の予定……………一八五
○手数料の収納事務の委託……………一八五

公 告

○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………一八五
○換地計画の決定（二件）……………一八六
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一八七
正 誤
○令和七年三月二十八日付号外第十四号中……………一八七

告 示

山梨県告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和七年四月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 解除に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町雨畑字立石三三〇の九、三三四の七

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

山梨県告示第百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

令和七年四月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全

あつては、その許可証の写し

- (三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書（おおむね申請前六月以内のもの）

- (四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景の縦の長さ三・〇センチメートルかつ横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

- 2 狩猟免許申請手数料 五千二百円（法第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円。狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

- 3 提出方法 申請書その他の提出書類は、郵送又は持込により七の申請書の提出先に提出すること。

六 申請書の受付期間

- 1 第一回 令和七年五月二十六日（月）から同年六月二十七日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで）。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

- 2 第二回 令和七年十月二十七日（月）から同年十一月二十五日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで）。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

- 3 第一回及び第二回の試験の定員はそれぞれ百五十名とし、定員に達した場合、受付期間内であっても申請を受け付けない。

- 七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所環境・エネルギー課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

- 一 適性検査の日時及び場所 申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。

- 二 適性検査の対象者 令和七年九月十四日まで有効の狩猟免許を有する者で、狩猟免許の更新を受けようとする者

- 三 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力

- 四 適性検査に併せて実施する講習の内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理

- 五 申請の手続

- 1 提出書類 次に掲げるものとする。

- (一) 規則第五十八条第一項に規定する狩猟免許更新申請書

- (二) 第一の五1(二)に掲げる書類

- (三) 第一の五1(三)に掲げる書類

- (四) 第一の五1(四)に掲げる書類

- 2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

- 3 提出方法 申請書その他の提出書類は、郵送又は持込により七の申請書の提出先に提出すること。

- 六 申請書の受付期間 令和七年六月二日（月）から同月三十日（月）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで）。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

- 七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所環境・エネルギー課

- 第三 問合せ先 山梨県森林環境部自然共生推進課（電話〇五五―二三―一五二〇）又は申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所環境・エネルギー課

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営経営体育成基盤整備事業（穂足地区二工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年四月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し

- 二 縦覧期間 令和七年四月十八日から同年五月二十日まで

- 三 縦覧場所 北杜市役所

- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年六月四日まで

- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年十月十七日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営経営体育成基盤整備事業（穂足地区十三工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年四月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和七年四月十八日から同年五月二十日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年六月四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年十月十七日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
令和七年四月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村平野字向切詰四百九十一番四、四百九十一番十三から三十五及び五百一番一の一部の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡山中湖村平野五百六番地七百
- 四 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川 和男

正 誤

○ 令和七年三月二十八日（号外第十四号）山梨県人事委員会規則第五号（山梨県職員
の給与に関する規則等の一部を改正する規則）

ページ	段	行	誤	正
六二	上	五	五級	四級以上

六四ページは次のとおりの誤り。

別表第四 昇給号給数表（第十六条、第二十条の五関係）

イ 行政職給料表七級以下職員相当職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号 給数	8 以上	6	4（教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3）	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考

- 1 この表は、第二十条の五の二に規定する職員以外の職員に適用する。
- 2 この表に定める上段の号給数は条例第八条第三項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

ロ 行政職給料表八級以上職員相当職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号 給数	2	1	0	0	0

備考

この表は、第二十条の五の二に規定する職員に適用する。